

# ○ 路上再生路盤工

昭和62年3月路生再生工積算基準(案)  
道路課, 全国道路事業舗装担当者  
(社)日本建設機械化協会・建設機械化研究所  
H02. 3. 5 一部改正  
H08. 7. 1 一部改正

## 1. 適用範囲

本基準は, アスファルト舗装工事における路上再生路盤工(路上再生セメント安定処理, 路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理)に適用する。

## 2. 路上再生路盤材の設計数量

### 2-1 路上再生路盤材の設計密度

路上再生路盤材の設計密度は, 表2.1を標準とする。

表2.1 路上再生路盤材の設計密度 (kg/m<sup>2</sup>)

材	料	設計密度
路上再生セメント安定処理		2,100
路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理		2,100

(注) 現地の状況により, 本表の標準前より著しく差がある場合は, 実際に調査した数値を用いること。

## 道路占用取扱基準

富山県（以下「甲」という。）が管理する道路法第2条第1項に規定する道路（以下「道路」という。）における公益事業者（以下「乙」という。）の占用に関し、道路法、道路法施行令、道路構造令、道路法施行規則及び富山県道路占用規則の定めによるほか、道路占用許可事務の取扱いについてはこの基準によるものとする。

### （用語の定義）

- 1 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 線路 地下線路及び電柱等をいう。
  - (2) 地下線路 地下電線、水管、下水道管、ガス管、石油管、マンホール、ハンドホール、洞道その他これらに類するもの及びこれらの附属設備をいう。
  - (3) 電柱等 地上電線、電柱、支線、支柱、支線柱その他これらに類するもの及びこれらの附属設備をいう。
  - (4) 附属設備 標柱、標石、排流器、ガス測定栓、配線函、端子函、切替盤、装荷線輪、集線装置、中継装置、洞道の換気、排水及び受給電の設備その他の線路に附帯して効用を全うする設備をいう。
  - (5) 砂利道路等 砂利道路その他舗装されていない道路をいう。

### （道路掘削工事計画の調整等）

- 2 道路掘削工事計画の調整等については、次の各号に掲げるところによるものとする。
  - (1) 道路に関する工事（以下「道路工事」という。）の計画と地下埋設に係る占用に関する工事（以下「占用工事」という。）の計画の調整については、「道路の掘り返しの規制及び事故防止に関する事務取扱要領」（昭和55年6月30日富山県制定）による。
  - (2) 前号の調整により、乙が甲の道路工事に先立って行う占用工事（以下「先行工事」という。）を行った場合における当該道路の復旧部分の舗装工事に係る費用負担は、次に掲げるところによる。
    - ア 甲が新たに行う舗装工事（現舗装を破棄して行う場合を含む。）に要する費用は、甲の負担とする。ただし、先行工事により低下した支持力を回復する工事に要する費用は、乙の負担とする。
    - イ 甲が現舗装を基層として新たに舗装工事を行う場合は、現舗装の復旧に要する費用又はこれに代わる基層及び路盤による復旧に要する費用は乙の負担とする。
    - ウ 当該道路の交通量等の関係から、甲の舗装工事に先立って仮舗装等の工事を行う必要がある場合は、当該仮舗装等の工事に要する費用は、乙の負担とする。
    - エ 乙の責めに帰すべき理由による先行工事の遅延により、甲が道路工事に係る損失を補てんする必要が生じた場合、当該損失の費用は乙の負担とする。

(占有の場所)

3 道路の占有は、道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ないと認められる場所に限るものとし、線路については、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 地下線路は、次の場所に埋設する。

ア 縦断線

(7) 歩道と車道の区分のある道路にあつては、歩道部分とする。ただし、これによることが困難又は不相当なときは、車道の歩道寄りとする。

(4) 歩道と車道の区別のない道路にあつては、路端寄りとする。

イ 横断線

車道及び歩道を斜めに横断しない箇所とする。

(2) 水管、下水道管及びガス管を埋設する場合は、その頂部と路面との距離（以下「埋設深度」という。）を1.2メートル以下としない。ただし、別表第1の(1)、(2)及び(3)に掲げる管路等の埋設深度は、別表第1の2の(2)及び(3)によることができる。

(3) 地下電線を埋設する場合は、埋設深度（周辺埋め戻し部を含む。）は、車道の地下にあつては0.8メートル、歩道の地下にあつては0.6メートル（別表第2による本復旧又は仮復旧の工事の舗装構成の厚さの合計がこれを超える場合は、その厚さの合計とする。）以下としない。ただし、別表第1の(4)及び(5)に掲げる管路等の埋設深度は、別表第1の2の(1)によることができる。

(4) 前2号において埋設深度を設定するときは、次による。

ア マウントアップ構造の歩道にあつては、車道路面の最低部を基準とすること。

イ 他の占有物件（占有が見込まれるものを含む。）の引込管の迂回等の影響について考慮すること。

(5) 電柱等は、特に民地に建柱することができない場合に限り占有を認めるものとし、その場所は別表第3による。

(占有物件の構造)

4 乙は、マンホール、ハンドホール等の蓋を路面と同一の高さとなるよう設置し、次のとおり維持管理を行うものとする。

ア 蓋の高さを路面より高くないようにし、かつ、路面から2センチメートル以上低くないようにすること。

イ 前号の状態を常に保つよう点検補修を行うとともに、すべてのマンホール、ハンドホール等について点検年月日、補修内容、補修年月日等を記した点検記録表を路線毎に作成し、毎年11月上旬までに所轄土木センター所長・土木センターの土木事務所長（以下「所長」という。）に提出すること。

(占有工事の実施方法等)

5 占有工事の実施方法等は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 工事の実施に当たっては、公衆災害の防止に努めることとし、着手前に工程表を甲に提出し、指示を受ける。

- (2) 地下線路（マンホール、ハンドホール等を除く。）の埋設工事における道路の掘削の底幅は、道路の復旧工事の際し、振動ローラ又はこれと同等以上の締め固め能力を有する機械（以下「振動ローラ等」という。）により、十分に締め固めることができる幅とする。
- (3) 道路の掘削は、工事中及び工事完了後に崩壊等を起こさないように土留工を施工し、又は土質に応じた安全な掘削勾配により行う。
- (4) 道路の掘削工事を行うに当たって、一車線以上の交通が確保できない場合は、原則として夜間に施工する。
- (5) 埋め戻し後は、速やかに仮復旧の工事を行い、交通の用に供すること。また、本復旧の工事が完了するまでの間は、乙において良好な維持修繕を行う。
- (6) 掘の周囲及び掘削の土砂又は工事用物品を置いた箇所には、通行人に危険が及ばないようにさくその他の設備を設け、かつ、夜間においては赤色燈又は黄色燈を点ずる。
- (7) 工事期間中は、「道路工事現場の保安施設設置基準」（富山県制定）に基づき、必要な道路標識及び工事保安設備を設ける。
- (8) 工事のため、やむを得ず通行の禁止又は制限を行うときは、案内（う回）、警戒、規制等の道路標識を設置する。
- (9) 円滑な交通を確保するため、乙は、甲の指示により、交通誘導員又は信号機を設置する。
- (10) 特に照明設備の維持管理に注意し、破損したときは速やかに取り替える。
- (11) 工事期間中に事故（乙内部の事故で軽微なものを除く。）が発生した場合は、速やかに甲及び警察等関係機関へ連絡する。

#### （道路の復旧方法等）

- 6 道路の復旧方法等は、次の各号に掲げるところによるものとする。
  - (1) 道路の仮復旧及び本復旧の工事（以下「復旧工事」という。）は、乙が行うものとし、仮復旧の工事完了から1ヶ月経過後に本復旧の工事を行うものとする。ただし、甲が道路の構造を保全するために必要があると認める場合は、「道路損傷復旧工事の取扱いについて」（昭和60年6月1日付け道第443号富山県土木部長通知）に基づき、乙の費用負担により、甲が本復旧の工事を行う。
  - (2) 復旧工事の舗装構成は、別表第2による。ただし、同表に規定のない種別の舗装については、所長の指示するところによる。
  - (3) 復旧工事を行う道路の部分は、道路法施行規則第4条の4の7に定めるところによる。この場合における「掘削部分の路盤の厚さ（ $t$ ）」は、別表第2の本復旧又は復旧の路盤の厚さの合計とする。
  - (4) 掘削部分の埋め戻しは、占用物件の設置の作業終了後直ちに、振動ローラ等（土留工を施工した場合に振動ローラの使用が困難な部分について用いるタンパー等を含む。）により、路体部、路床部、下層路盤及び上層路盤毎に1回の締め固め厚さを20センチメートル以下（上層路盤については15センチメートル以下）となるよう十分に締め固める。

なお、軟弱地盤又は湧水地帯にあっては、湧水及び溜水を排除しながら施工する。

- (5) 掘削部分の埋め戻しに使用する材料は、次のとおりとする。
- ア 管周辺は、細かい土砂又は砂とし、管を防護するために必要な厚さとすること。
  - イ 路体部は、良質土（修正CBR>10）とすること。
  - ウ 路床部は、再生クラッシャーラン（40ミリメートル以下）とすること。
- (6) 下層路盤、上層路盤及び加熱アスファルト混合物の材料は、別表第4による。また、これらの品質規格等は、「土木工事共通仕様書」（富山県土木部監修）により、これに記載のない事項については、「アスファルト舗装要綱」（社団法人日本道路協会編集）及び「セメントコンクリート舗装要綱（社団法人日本道路協会編集）」による。
- (7) 砂利道路等の表層には、道路法施行規則第4条の4の7に定める表面仕上げを行う面積の1.2倍の面積に厚さ10センチメートルを乗じて得た量のクラッシャーラン（30ミリメートル以下）を使用する。
- (8) 表面仕上げの終了後は、残土、残材料等を取り除き、路面を清浄に仕上げる。

（復旧工事の完了検査）

- 7 復旧工事の完了検査は、「公益事業者の道路占用に伴う損傷復旧工事検査要領」（昭和61年2月26日付け道第115号富山県土木部長通知）によるものとする。

（占用物件の橋梁添架等）

- 8 占用物件の橋梁添架等は、次の各号に掲げるところによるものとする。
- (1) 電線、水管、下水道管及び又はガス管を橋梁に添架する場合は、「道路占用物橋りょう添架運用方針」（平成4年6月15日決定）による。
  - (2) 乙は、占用物件を橋梁に添架することにより増加する橋梁架設工事の費用を負担するものとし、その算定方法については、指定区間内の国道における取扱いを準用する。

（占用物件の支障移転）

- 9 甲は、道路法第71条第2項の規定に基づき占用物件の移転を求めるときは、あらかじめ道路占用物件移転依頼書を乙に提出するものとする。

（その他）

- 10 この基準に定めのない事項又は道路の構造、交通の状況、土質、占用物件の種類等によりこの基準によることができない事項は、当該道路の構造を掘削前の道路の機能と同等とするために必要な範囲内で、所長の指示するところによるものとする。

（基準の準用）

- 11 乙以外の者が、乙と同等の物件を占用する場合の取扱いについては、この基準を準用するものとする。

附 則

この基準は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年7月1日から施行する。

## 別表第1

### (1) ガス事業

管路等の種類	管径
鋼管(JIS G 3452)	300mm以下のもの
ダクタイル鋳鉄管(JIS G 5526)	300mm以下のもの
ポリエチレン管(JIS K 6774)	200mm以下のもの

### (2) 水道事業

管路等の種類	管径
鋼管(JIS G 3443)	300mm以下のもの
ダクタイル鋳鉄管(JIS G 5526)	300mm以下のもの
硬質塩化ビニル管(JIS K 6742)	300mm以下のもの
水道配水用ポリエチレン管(引張降伏強度204 kg f/cm <sup>2</sup> 以上)	200mm以下で 外径/厚さ=11のもの

### (3) 下水道事業

管路等の種類	管径
ダクタイル鋳鉄管(JIS G 5526)	300mm以下のもの
ヒューム管(JIS A 5303)	300mm以下のもの
強化プラスチック複合管(JIS A 5350)	300mm以下のもの
硬質塩化ビニル管(JIS K 6741)	300mm以下のもの
陶管(JIS R 1201)	300mm以下のもの

### (4) 電気事業

管路等の種類	管径
鋼管(JIS G 3452)	250mm以下のもの
強化プラスチック複合管(JIS A 5350)	250mm以下のもの
耐衝撃性硬質塩化ビニル管(JIS K 6741)	300mm以下のもの
コンクリート多孔管(管材曲げ引張強度54kg f/cm <sup>2</sup> 以上)	φ125×9条以下のもの

### (5) 電気通信事業等

管路等の種類	管径
硬質塩化ビニル管(JIS K 6741)	75mm以下のもの
鋼管(JIS G 3452)	75mm以下のもの

#### 備考

- 1 上記括弧内の規格は、可能な限りJIS規格を表示している。
- 2 管径には、いわゆる呼び径で表示されるものを含む。
- 3 上記管路等であっても、道路の舗装構成、土質の状態、交通状況及び気象状況等から、別表第1の2によることが不適切であると認められる場合は、3(2)(3)本文の取扱いによる。
- 4 上記以外のものであっても、事業の種別ごとに上記と同等以上の強度を有するものについては、上記の管径を超えない範囲内において対象とすることができる。この場合は、同等以上の強度を有することを乙が甲に示すものとする。
- 5 電線共同溝の整備等に関する特別措置法の適応を受ける管路等については、この限りではない。

## 別表第1の2

### (1) 電線

区分	埋設深度
車道	0.8m以下としない。(周辺埋め戻し部を含む。) ※舗装厚がこれを超える場合は、その厚さとする。
歩道	0.6m以下としない。

### (2) 水管、ガス管

区分	埋設深度
車道	本線 T < 1,000 (旧L、A、B交通) 1.0m以下としない。
	本線以外 T ≥ 1,000 (旧C、D交通) 1.2m以下としない。
歩道	本線
	本線以外 0.6m以下としない。

### (3) 下水道管

区分	埋設深度
車道	本線 T < 1,000 (旧L、A、B交通) 1.0m以下としない。
	本線以外 T ≥ 1,000 (旧C、D交通) 1.2m以下としない。
歩道	本線
	本線以外 0.6m以下としない。 ※ 外圧1種ヒューム管の場合は、1.0m以下としない。

#### 備考

#### 1 水管、ガス管及び下水道管の本線と本線以外の線の考え方は、次による。

(1)「 施行令第12条第3号に規定する本線とは、水道又はガス施設における基幹的な線で、道路の地下に設けるに当たっては道路構造の保全等の観点から所要の配意を要するものを指す。例えば、水道又はガス施設における基幹的な線以外の線で、給水管又は引込線と直接接続されているもの又はそれらと直接接続することが予定されているものは、一般的には水管又はガス管の本線以外の線として取り扱うことが可能であると考えられる。なお、給水管及び引込線は、同号に規定する本線に該当しない。」

(「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」(平成11年3月31日付け建設省道政発第32号の2、建設省道国道発第5号の2道路局路政課長、国道課長通知)(以下「国通知」という。) 記4(5)から抜粋)

(2)「 施行令第12条第4号に規定する本線とは、下水道施設における基幹的な線で、道路の地下に設けるに当たっては道路構造の保全等の観点から所要の配意を要するものを指す。例えば、下水道法施行規則第3条第1項に規定する「主要な管渠」は、概ね本線に該当するものと考えられる。したがって、別表第1に掲げる管路等のうち、下水道事業の用に供するものは、一般的には本線以外の線として取り扱うことが可能であると考えられる。」

(国通知 記4(6)から抜粋)

#### 2 「T」=舗装計画交通量(台/日・方向)



## 別表第2 標準舗装構成

(1) 車道

舗装の種類	アスファルト				コンクリート				砂利		
	本復旧		仮復旧		本復旧		仮復旧		表層	復旧	
復旧の区別	表層+基層		下層路盤	表層	上層路盤	下層路盤	表層	上層路盤	表層	路盤	
舗装の構造	加熱アスファルト 混合物	粗調砕石 (40mm以下)	再生クラッシュヤラン (40mm以下)	加熱アスファルト 混合物	粗調砕石 (40mm以下)	再生クラッシュヤラン (40mm以下)	コンクリート版	粗調砕石 (40mm以下)	加熱アスファルト 混合物	粗調砕石 (40mm以下)	再生クラッシュヤラン (40mm以下)
	5	15	20	3	17	20	20	20	3	25	25
	5	15	35	3	17	35	35	30	3	52	30
	10	20	35	3	27	35	25	30	3	47	30
舗装設計交通量 (台/日・方向)	1,000≦T<3,000(旧C交通)	8	25	40	3	40	30	20	3	30	30
	3,000≦T(旧D交通)	15	10	35	40	40	30	20	3	30	30

(2) 歩道

舗装の種類	アスファルト				コンクリート			
	本復旧		仮復旧		本復旧		仮復旧	
復旧の区別	表層	路盤	表層	路盤	表層	路盤	表層	路盤
舗装の構造	加熱アスファルト 混合物	再生クラッシュヤラン (40mm以下)	加熱アスファルト 混合物	再生クラッシュヤラン (40mm以下)	コンクリート版	再生クラッシュヤラン (40mm以下)	加熱アスファルト 混合物	再生クラッシュヤラン (40mm以下)
	3	10	3	10	7	10	3	14

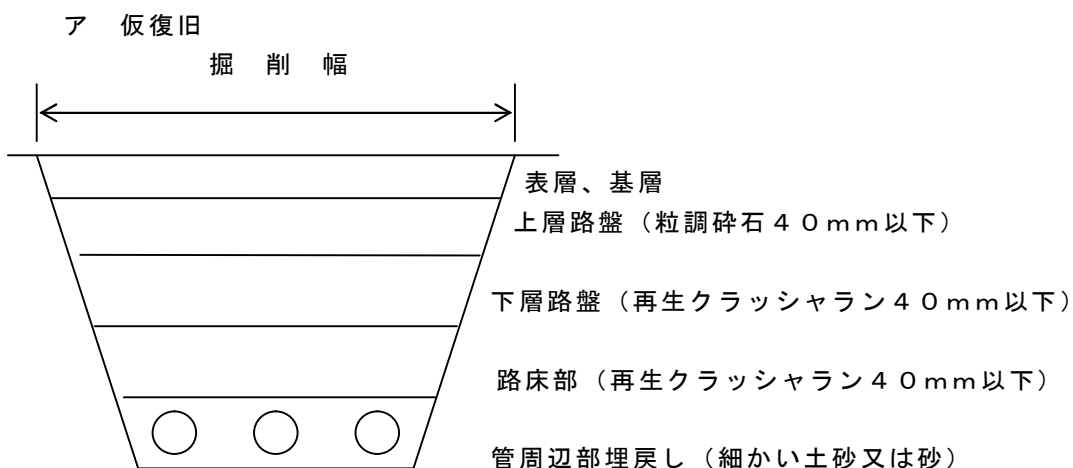
(3) 歩道 (自動車乗入口)

舗装の種類	アスファルト				コンクリート			
	本復旧		仮復旧		本復旧		仮復旧	
復旧の区別	表層	上層路盤	下層路盤	表層	上層路盤	下層路盤	表層	路盤
舗装の構造	加熱アスファルト 混合物	粗調砕石 (40mm以下)	再生クラッシュヤラン (40mm以下)	加熱アスファルト 混合物	粗調砕石 (40mm以下)	再生クラッシュヤラン (40mm以下)	コンクリート版	再生クラッシュヤラン (40mm以下)
	5	20	20	3	22	20	15	27
箇所の種類	主に普通車が入りやすい箇所	5	10	15	3	20	20	15
	主に大型車が入りやすい箇所	5	10	15	3	27	20	37
出入り回数が少ない箇所(※)	主に普通車が入りやすい箇所	5	10	10	3	12	10	22
	主に大型車が入りやすい箇所	5	10	10	3	12	10	22

※「主に普通車が入りやすい箇所」は、主に普通車が入りやすい乗入口幅員4m以下の箇所のうち、出入り回数が少なく、かつ、積載重量が大きくならない箇所に適用する。

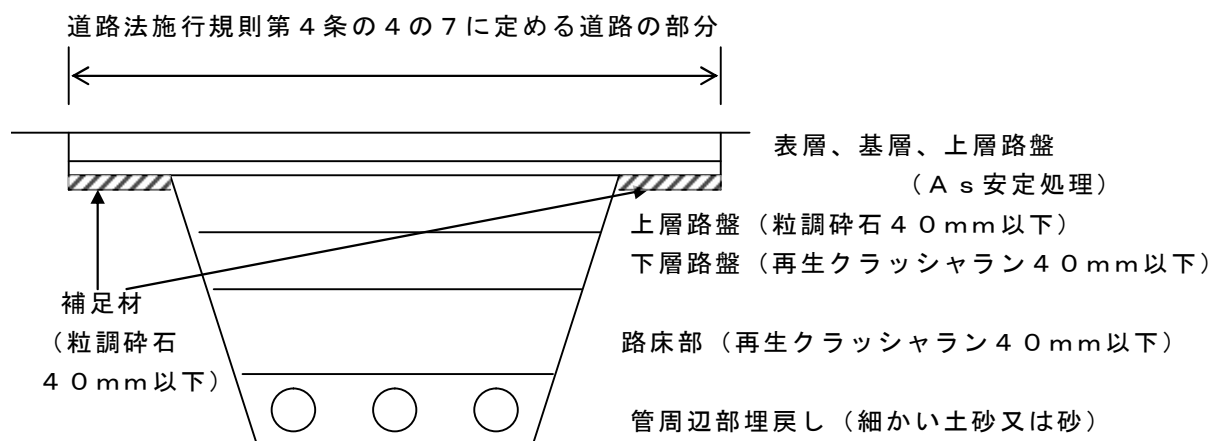
例：店舗又は事務所の駐車場乗入口以外の民家の車庫乗入口等。

(4) 舗装復旧断面概略図



※ 土留工施工の場合の掘削面の勾配は、90度となる。

イ 本復旧



※ 土留工施工の場合の掘削面の勾配は、90度となる。

(5) 法覆工

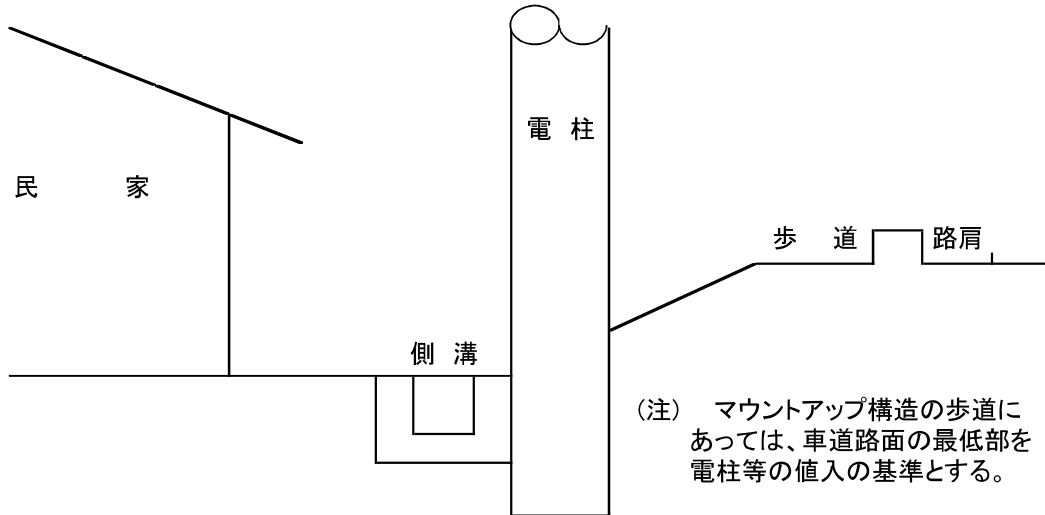
土羽法面の復旧に当たっては、法面処理 (筋芝、人口芝等) をすること。

### 別表第3 やむを得ず道路敷に建柱する場合の例

考え方 できる限り道路の有効幅員を確保する。

#### (1) 歩道を有する道路の場合

##### ① 法敷がある場合

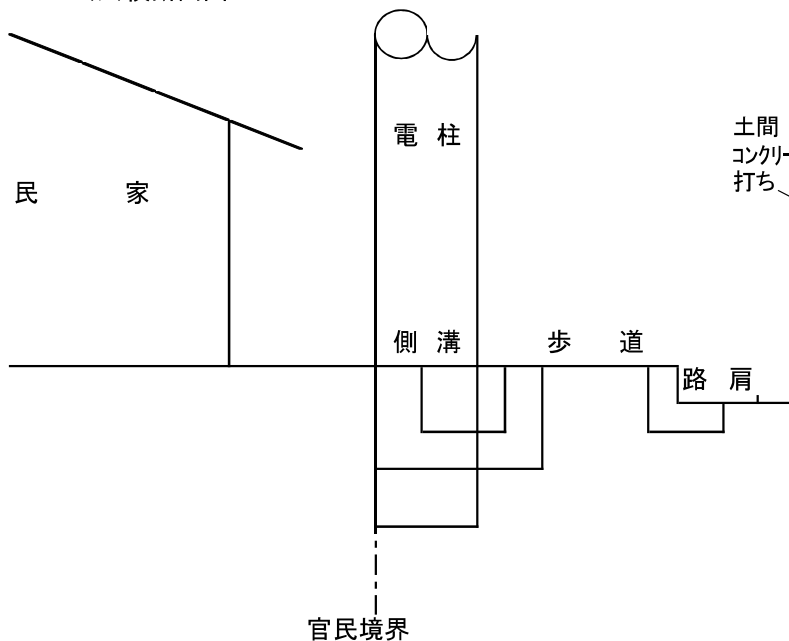


##### ② 法敷がない場合

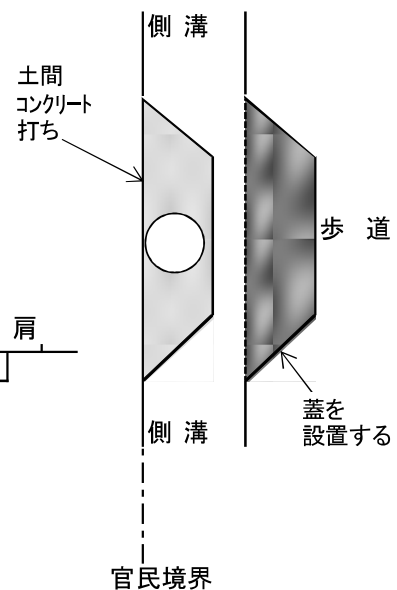
###### ア 路端寄り

側溝が用排水路や流雪溝と兼ねる場合等屈曲させることが適当でないときは、側溝の外側に接するように設置すること。

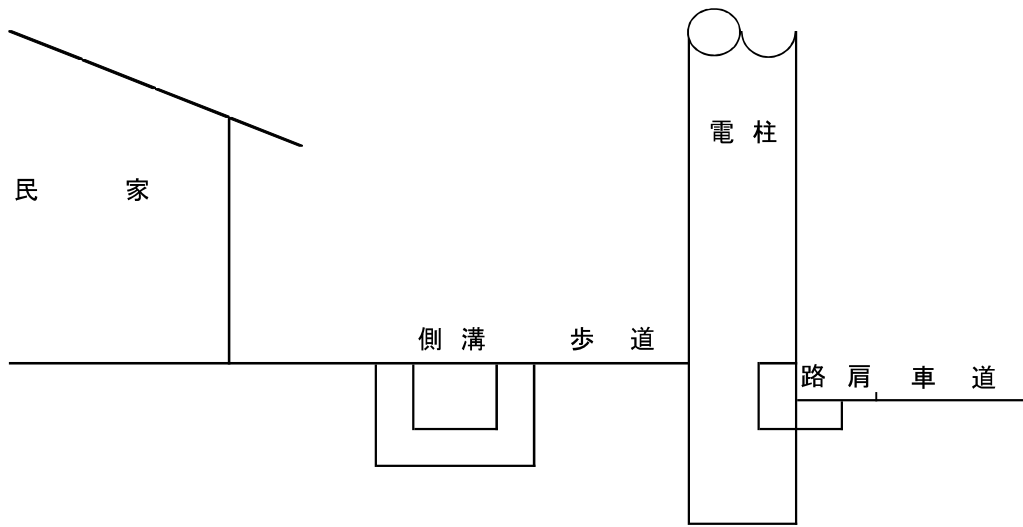
###### (ア)横断面図



###### (イ)側溝の平面図

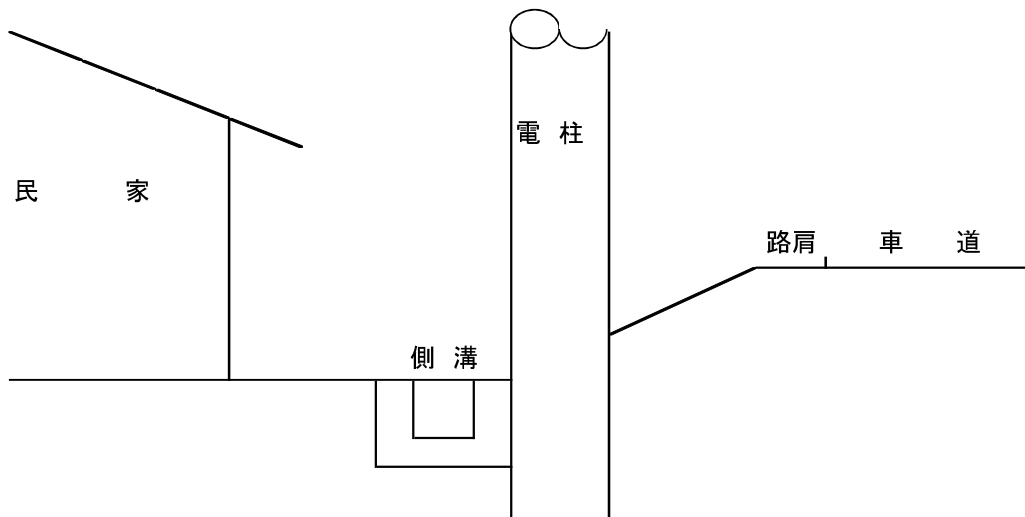


イ 車道寄り（アとすることができない場合に限る。）



(2) 歩道を有しない道路の場合

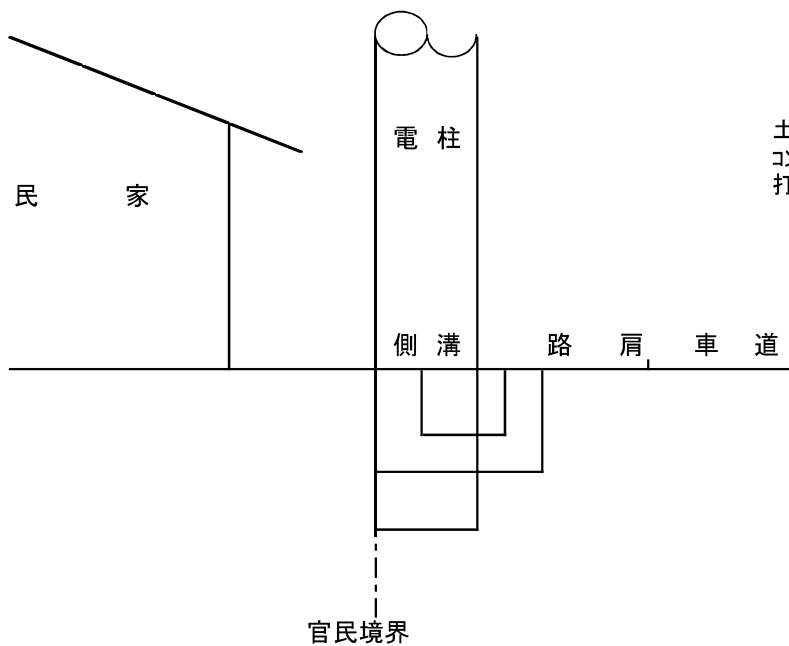
① 法敷がある場合



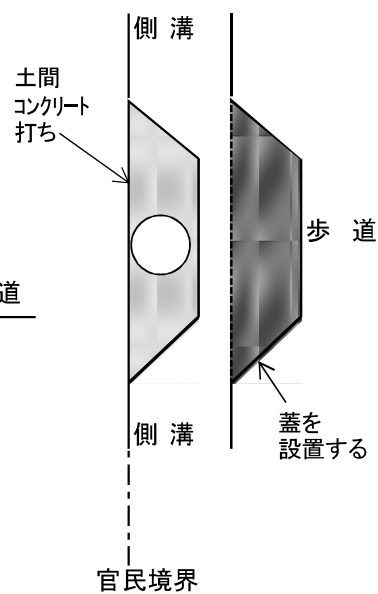
② 法敷がない場合

側溝が用排水路や流雪溝と兼ねる場合等屈曲させることが適当でないときは、側溝の外側に接するように設置すること。

(ア)横断面図



(イ)側溝の平面図



## 別表第4 アスファルト舗装の材料区分

### (1) 車道(施工箇所:富山市、滑川市、上市町、立山町、舟橋村地内)

舗装設計交通量 (台/日・方向)	表層	基層
T<250 (旧L、A交通)	密粒度AC20FAp 施工厚5cm以上 密粒度AC20FA(改質材入り) 施工厚5cm以上の滑り止め部 密粒度AC13FAp 施工厚5cm未満	
T≥250 (旧B、C交通)	密粒度AC20FH(改質材入り) 施工厚5cm以上	粗粒度AC20(再生材入り)

※密粒度AC20FAp、密粒度AC13FAp……溶融スラグを利用した加熱アスファルト混合物

### (2) 車道(上記(1)以外の市町内)

舗装設計交通量 (台/日・方向)	表層	基層
T<250 (旧L、A交通)	密粒度AC20FA 施工厚5cm以上 密粒度AC20FA(改質材入り) 施工厚5cm以上の滑り止め部 密粒度AC13FA 施工厚5cm未満	
T≥250 (旧B、C交通)	密粒度AC20FH(改質材入り) 施工厚5cm以上	粗粒度AC20(再生材入り)

### 備考

- 舗装設計交通量(台/日・方向) $T < 1,000$ (旧L、A、B交通)における上層路盤は、原則として、粒調碎石(40mm以下)とする。
- 舗装設計交通量(台/日・方向) $1,000 \leq T < 3,000$ (旧C交通)における上層路盤は、アスファルト安定処理(25)及び粒調碎石(40mm以下)とする。
- 下層路盤は、原則として再生クラッシュラン(40mm以下)とする。
- 滑り止め舗装は、合成勾配6%以上の箇所に必要に応じて用いるものとする。
- 歩道(自動車乗入口)については、舗装設計交通量(台/日・方向) $T < 250$ (旧L、A交通)に準じるものとする。
- 密粒度AC20FAp及びAC13FApが調達できない場合、密粒度AC20FA及びAC13FAを使用するものとする。

### (3) 歩道

使用合材	路盤材
密粒度AC13	再生クラッシュラン (40mm以下)

道 第 80289 号  
平成26年12月18日

各出先機関の長 殿

道 路 課 長

### 道路維持工における積算基準の運用について

このことについて、下記のとおり運用することとしましたので通知します。  
なお、平成17年12月5日付け道第240号で通知した同運用は、廃止します。

#### 記

#### 1 適用範囲

本運用は、県単独道路維持修繕事業において委託する道路除草工及び路面清掃工等の道路維持作業に適用する。

#### 2 適用年月日

平成27年1月1日以降に作成する設計書に適用する。

#### 3 内容

- (1) 積算における歩掛・単価は、積算基準及び労務資材単価表による。
- (2) 工種区分を「道路維持(除草工等)」から「道路維持工事」へ変更する。
- (3) 共通仮設費、現場管理費、一般管理費は所定の率計算による額を計上する。

(担当：道路課維持係)